

令和7年度第2回中間市子ども・子育て会議 議事録	
日時	令和7年12月22日（月）15時00分～
場所	中間市役所別館3階特別会議室
出席者	<p>委 員：大迫(秀)委員（会長）、野間委員、小林委員、千々和委員、青木委員、角委員  岩切委員、岩崎委員、火山委員、白瀬委員、船元委員、齋委員、山口委員  大畠委員、田中委員、八汐委員、石井委員</p> <p>事務局：保健福祉部長 冷牟田、保健福祉部参事 岩切、こども未来課長 松原  子育て係長 遠矢、子育て係 奥迫、さくら保育園長 松下  健やか育成課長 大内、こども家庭センター長 白石、家庭児童相談係長 藤本  母子保健係長 渡辺、こども支援係長 松田、母子保健係 岩河内</p>
欠席者	大迫（あ）委員、平澤委員、下川委員
傍聴人数	6人
会議次第	<p>1. 開 会</p> <p>2. 議 事</p> <p>(1) こども誰でも通園制度の事業者認可について 【資料1、2】</p> <p>(2) 市内幼稚園の利用定員変更について 【資料3-①、3-②】</p> <p>(3) 就学前教育・保育施設整備交付金について 【資料4】</p> <p>(4) その他 ・中間市子ども・子育て会議の次回開催時期について</p> <p>3. 閉 会</p>
議 事 要 旨	
事務局	<p><u>議事（1）こども誰でも通園制度の事業者認可について 【資料1、2】</u></p> <p>令和8年4月1日から、こども誰でも通園制度の事業開始予定である3園（市立さくら保育園・学校法人埴生学園 はぶ幼稚園・社会福祉法人G R E E n かつぱっぱこども園）について概要を説明する。</p> <p style="text-align: right;">(概要を説明)</p> <p>事業の開始については、市の認可及び確認が必要となる。市が認可する前に、「児童福祉法第34条の15第4項」に基づき、中間市子ども・子育て会議の意見を聴くことが義務付けられている。また、確認についても本制度は令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付制度となり「子ども・子育て支援法第54条の2第3項」に基づき、本会議の意見を聴くことが義務付けられる。そのため、本日は認可・確認についてご意見をいただきたい。</p>
A委員	こども誰でも通園制度だが、どのような人が利用できるのか。個人的な用事でも利用できるのか。
事務局	こども誰でも通園制度は、こどもを良質な成育環境に置き、子どもの育ちを応援すること、また、保護者の相談に事業者が乗りやすい環境を作ることなどを目的としており、保護者の就労要件や用事などは一切関係なく、誰でも利用ができるものとなっている。
A委員	個人的な用事で利用できると言うことは、時間制限のある託児所のように考えてよい

	<p>のか。 また、利用定員の説明があったが1日なのか、1か月の定期利用の人数なのか。</p>
事務局	説明した人数は、1日の利用人数である。用事が無くても利用はできる。
A委員	利用の申し込みがあった場合、園にいる先生たちが対応するのか。それとも事前に募集した補助の先生が対応するのか。
事務局	この制度では、クラス担任の先生とは別に配置することになっている。
大迫会長	その時だけ担当する先生を、あらかじめお願ひするということか。
事務局	保護者がスマートフォンのシステムで利用の予約を事前に行うので、その日には先生に来てもらうことになる。その先生も普段はクラス担任はしていないが、園に関わった仕事をしている。
大迫会長	では令和8年4月開始に向けて、準備をお願いする。
事務局	<p><u>議事（2）市内幼稚園の利用定員変更について【資料3-①、3-②】</u> 市内幼稚園2園の利用定員変更について概要を説明する。</p> <p style="text-align: center;">(概要を説明)</p> <p>中間東幼稚園を運営している学校法人中間東学園及び緑ヶ丘第三幼稚園を運営している学校法人 緑ヶ丘学園から利用定員変更の申請がされたので、子ども・子育て支援法第31条第2項の規定に基づき、利用定員の設定についてご意見をいただきたい。</p>
B委員	今、待機児童はどの位いるのか。
事務局	全く入園できていない人だけではなく、現在は認可外を含め、保育園やこども園、幼稚園には通っているが、事情があり転園を希望している人等を含めて、保育所の入所申込をしている人が約90人いる。
B委員	90人ですか。それは0歳から小学校に上がる前の年齢まで、入れない児童がいるということか。
事務局	そのとおりである。年度末に近づくにつれて毎月、待機児童が増えていく傾向である。
A委員	東幼稚園が30人の減、緑ヶ丘第三幼稚園が14人の減となっているが、減らす理由はどのようなものか。
事務局	現時点の在園児は、両園とも利用定員に満たない状況であり、今年度卒園する年長児が多く、今後新たに入園する児童の見込みが少ないということを聞いている。
事務局	<p><u>議事（3）就学前教育・保育施設整備交付金について【資料4】</u> 就学前教育・保育施設整備交付金を活用した市内幼稚園の園舎改修について、概要を説明する。</p>

	(就学前教育・保育施設整備交付金について説明)
	学校法人中間東学園から、中間東幼稚園と中間ひがし小規模保育園の2園を統合し、令和9年度から認定こども園にしたいとの相談があり、それに伴う中間東幼稚園舎の改修工事を国の「就学前教育・保育施設整備交付金」を活用して行いたいとのことである。令和8年度から本整備費を申請する際は、子ども・子育て会議の意見聴取を行うことが要件となるので、ご意見をいただきたい。
各委員	(意見なし)
事務局	<u>議事（4）その他 中間市子ども・子育て会議の次回開催時期について</u> 次回の会議については、未定である。諮るべき議題があれば、開催のご案内を行うので、その際はご予定の調整をお願いする。
各委員	(意見なし)
大迫会長	全体を通して何かご意見ご質問はないか。
C委員	先ほどの待機児童の内訳を教えて欲しい。
事務局	先程と同様、転園希望の児童等を含めての数になるが、11月現在で0歳児が50人、1歳児が15人、2歳児が8人、3歳児が8人、4歳児が3人、5歳児が1人の合計85人いる。
B委員	0歳児が50人いるようだが、保育所に入りたいと書類の提出はされているのか。
事務局	申請書類の提出がされている。
B委員	こども誰でも通園制度とは別に一時預かり保育があるが、どちらを利用したほうがよいのか。 こども誰でも通園制度は1時間300円で月に10時間まで、一時預かり保育は月に14日利用でき、3歳以上児が1,500円、3歳未満児が2,000円となっている。市はどうに考えているのか。どちらかを優先させるのか。
事務局	一時預かり保育との大きな違いとして、保護者の就労など関係なしに利用できること、利用が月10時間までとなっている。一時預かり保育と併用して利用することも想定している。
B委員	それは園で把握して、都度どちらを利用するか判断するのか。
事務局	この制度が8年度から始まる新制度になるので、不明な部分もあるが、園で調整することを想定している。
B委員	0歳児3人に対し保育士が1人必要である。園で職員の配置をするのか。難しいと思うが。
事務局	確認していただいた利用定員は、園で保育士の確保などあつたうえでの人数の設定なので、その範囲でやってもらうことになる。

B委員	利用したい人が来ても、保育士が足らないということも想定できるが、そのような場合はお断りしてよいのか。
事務局	園で受け入れできる人数を超える場合は、そのようになる。  (閉会)